

## 計算書類に対する注記(受託事業)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・棚卸資産の評価法は最終仕入原価法に基づき原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に基づく期末要支給額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
  - ・税込方式を採用している。
- (5) リース取引の会計処理
  - ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしている。

### 2. 重要な会計方針の変更 該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。  
全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 受託事業拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 受託事業拠点区分資金収支内訳表(会計基準別紙3(㊿))
- (3) 受託事業拠点区分事業活動内訳表(会計基準別紙3(㊿))
- (4) 受託事業拠点区分資金収支内訳表(会計基準別紙6)
- (5) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 学童保育サービス区分

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

### 7. 担保に供している資産 該当なし

### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。) 該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。) 該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

## 計算書類に対する注記(受託事業)

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし